

特定教育・保育施設における利用定員について

1. 利用定員とは

認可定員（※）の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること

また、子ども・子育て支援新制度における給付（施設型給付及び地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

具体的には、定員が大きければ単価は下がり、定員が小さければ単価が上がることとなります。

※認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備および運営の基準を満たす定員を指します。本市内の施設において教育・保育施設は県が、地域型保育事業所は市が認可を行います。

2. 利用定員の設定

利用定員の設定に当たっては、市町村子ども・子育て会議等の意見を聴く（必須）とともに、都道府県知事への協議が必要になります。（ただし、みなし確認（※）を受ける施設・事業者については、省令上の義務としては都道府県知事への協議のみで可）

※みなし確認とは、子ども・子育て新制度開始の際に現にある施設で施設の種類に変更がない場合（幼稚園のまま、保育所のまま）は確認があったものとみなされることを指します。

3. 利用定員の変更

確認対象の施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議が必要になります。また、定員を減少させる場合には3ヶ月前までに施設長が市町村に届けることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。（任意）